

イネ縞葉枯（しまはがれ）病対策 ラジコンヘリコプターによる空中防除実施

6月20日(土)、近年被害が拡大しているイネ縞葉枯病対策のため、ラジコンヘリコプターによる水稻への農薬散布を実施します。ご理解ご協力をお願いします。

◆散布区域

地区名	散布区域(次の区域のうち一部を除く)
上妻	黒駒、柴、江寺山西、平方、尻手、渋井、桐ヶ瀬、赤須、前河原、大木木田川、大宝沼
騰波ノ江	若柳、下宮、中郷、宇坪谷、数須、下田、貝越、筑波島、大宝沼
大宝	大宝、北大宝、比毛、福田、大宝沼、木田川(平川戸・横根・坂井・堀巻・大串)
下妻	小島(四体仏・谷原田・下浜)
総上	袋畑(美畑・久保田)、古沢(高柴原・沢畑)
豊加美	加養、亀崎、新堀、肘谷、樋橋、山尻、谷田部、柳原
宗道	田下、下栗(白鳥)、本宗道(宮東)、宗道、見田、唐崎、長萱、伊古立、原(原東・新田後・宗道前原・中谷原・柳町)、羽子東
蚕飼	大園木、鯨

- ◆散布実施日 6月20日(土) ※雨天順延
◆散布予定時間 午前4時30分～正午
◆散布概要
◇使用農薬 MR.ジョーカーEW(殺虫剤)
◇有効成分 シラフルオフェン
◇使用量 水田10aあたり0.8ℓの割合で散布します
◇対象病害虫 ヒメトビウンカ
※この薬剤は、人畜および魚類などに対する影響はありません

問 申 茨城県西農業共済組合 損防課
☎30-2914 FAX 30-2920
茨城県西農業共済組合 実施本部(実施期間中)
☎28-3400 FAX 28-3401

『新農業人フェアinいばらき(水戸市)』 参加者募集

「農業を始めたい方」「農業法人などに就職したい方」「農業に関心のある方」のためのセミナー・相談会です。求人のある農業法人などが20数社、農業の専門学校、JAやハローワークなどが出展しさまざまな就農の相談に対応します。

- ◆日時 7月18日(土) ◇セミナー 正午～午後1時
◇相談会 午後1時～4時
◆場所 水戸駅ビルエクセル本館 6階
エクセルホール[水戸市宮町1-1-1]
◆その他 セミナーは予約が必要です。入場・相談料無料、服装自由

問 公益社団法人 茨城県農林振興公社
☎029-350-8686 FAX 029-239-7097

『消防官』募集

令和3年4月1日採用の消防官を募集します。			
◆受験資格			
職種	採用予定数	職務概要	受験資格
消防職	5人程度	消防行政に関する業務	平成4年4月2日から平成15年4月1日まで
一般事務職	1人程度	広域行政事務	に生まれた者(学歴不問)

※上記の資格に該当する人であっても、次の項目に該当する人は受験できません
◇禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
◇日本国憲法の施行日以後、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
◇日本国籍を有しない人
◇茨城西南地方広域市町村圏事務組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
【身体的要件】※消防職のみ

項目	男性	女性
身長	おおむね160cm以上	おおむね150cm以上
体重	おおむね50kg以上	おおむね45kg以上
胸囲	身長のおおむね2分の1以上	
視力	視力(矯正視力を含む)が両眼で0.7以上、かつ一眼でそれぞれ0.3以上であること	
聴力	左右とも正常であること	
その他	心身ともに健康で消防官として職務を遂行するために必要な能力と体力があると認められること	

- ◆申込期間 7月6日(月)～8月7日(金)消印有効
◆試験日・試験科目・試験会場

試験	日時	試験科目・会場・持参品
1次試験	9月20日(日) 午前8時30分～午後2時30分 (受付 午前8時～)	◇科目 教養試験、消防適性検査、小論文 ◇会場 茨城西南地方広域市町村圏事務組合 消防本部 ◇持参品 受験票、筆記用具
2次試験	10月18日(日) 午前8時30分～正午 (受付 午前8時～) ※消防職のみ	◇科目 体力試験 ◇会場 とねミドリ館 ◇持参品 受験票、運動着、運動靴、体育館シューズ
3次試験	11月上旬(予定) ※一般事務職は2次試験	◇科目 面接試験 ◇会場 未定

※合格者の発表は、合否にかかわらず郵送で各個人に通知します
◆申込書などの請求
消防本部および古河消防署、下妻消防署、坂東消防署、総和消防署、広域圏内の各消防分署にあります。

問 申 茨城西南地方広域市町村圏事務組合 消防本部 総務課
☎0280-47-0124 FAX 0280-47-0075

「中途失聴・難聴者のための手話講習会」開催

- ◆日時 全10回 全日土曜日 午前10時～正午
7月4日、18日、8月1日、22日
9月5日、19日、10月3日、17日
11月7日、21日
◆場所 ◇土浦市ボランティア福祉会館 ウララⅡ 4階 講義講習室1・2[土浦市大和町9-2 ウララ2ビル]
◆対象 ◇初めての方
◇茨城県内に居住しているおおむね18歳以上の中途失聴・難聴者の方および同居家族
◆内容
①手話の知識とコミュニケーション
②聴覚障害についての情報保障について
③読話の講習など
◆受講回数 10回
◆費用 テキスト代実費
◆申込締切 6月15日(月)まで
◆申込方法 住所、氏名、FAX番号(または電話番号)年齢、身体障害者手帳の有無を記入の上、お申し込みください。
◆その他 会場には要約筆記を準備しますので全く聞こえない方でも安心して受講できます。

問 申 茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ 中途失聴・難聴者コミュニケーション講習会係
☎029-248-0029 FAX 029-247-1369
※休館日 月曜日午後、火曜日、祝日

「大人のための英会話教室」開催中止

7月から8月にかけて実施を予定していましたが、「大人のための英会話教室」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止となりました。

問 市指導課 ☎44-0746 FAX 43-9608

「ナイトウォーク」開催中止

7月10日(金)に実施を予定していましたが、「ナイトウォーク」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止となりました。

問 市保健センター ☎43-1990 FAX 44-9744

特別定額給付金(10万円給付)の申請手続きはお済ですか

国民一人あたり10万円の給付金を支給する特別定額給付金。6月9日(火)までの振り込みで、すでに約9割を超えた市民に届いています。まだ申請していない方は、早めに申請するようお願いします。
※申請書が見当たらない場合は、確認の上、再発行しますので、お問い合わせください

問 申 市特別定額給付金室
☎45-7707 FAX 43-1960

預けて安心 法務局における自筆証書遺言書保管制度

令和2年7月10日(金)から法務局(本局・支局)で「自筆証書遺言書保管制度」が始まります。この制度は、遺言者本人が法務局に遺言書の保管を申請することにより、遺言書の紛失、改ざんおよび隠匿などを防止することができます。
なお、従来どおり、自筆証書遺言書を自ら保管することや公証役場における公正証書遺言を作成することも可能です。それぞれの特徴を踏まえて、ご判断ください。詳しい手続きは、水戸地方法務局ホームページをご覧ください。

問 水戸地方法務局 下妻支局 総務係
☎43-3935 FAX 43-3936
平日 午前8時30分～午後5時15分
HP <http://houmukyoku.moj.go.jp/mito/>

指定難病受給者証の有効期限が延長されます

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、指定難病受給者証の有効期間が1年間延長されます。現在お持ちの受給者証を、その有効期限から1年間に限り引き続き使用できます。詳しくは、県ホームページ(「茨城県 指定難病」で検索)をご覧ください。



問 県疾病対策課
☎029-301-3220 FAX 029-301-3239
茨城県筑西保健所
☎24-3914 FAX 24-3928

「鬼怒川・小貝川クリーン大作戦」開催中止

7月11日(土)に実施を予定していましたが、「鬼怒川・小貝川クリーン大作戦」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止となりました。

問 市建設課 ☎45-8125 FAX 43-2945

『茨城県障害者スポーツ大会』参加者募集

心身に障害のある方を対象にしたスポーツ大会です。参加希望の方はお申し込みください。

◆協議内容・会場

区分	競技名	会場	開催日
団体競技	ソフトボール	笠松運動公園 野球場	9月13日(日)
	バレーボール	笠松運動公園 体育館	
	サッカー	笠松運動公園 補助陸上競技場・球技場	
	フットベースボール	笠松運動公園 野球場	
	バスケットボール	笠松運動公園 体育館	9月26日(土)
	レクリエーション競技	笠松運動公園 体育館	9月19日(土)

※予備日
9月19日(土)ソフトボール、フットベースボール
9月27日(日)サッカー
サッカーのみ、ひたちなか市総合運動公園スポーツ広場へ会場変更
※レクリエーション競技の内容は、絵合わせゲーム、物投げゲーム、お菓子取り競争などです。
※大会当日は市で送迎します。空席が出た場合は、事業所から参加される保護者も送迎します。ただし、障害のある方が優先となりますのでご了承ください。

◆開会式
午前10時からそれぞれの会場で行います。

◆参加対象者
◇団体競技
県内に居住または県内の施設、学校または職場に在籍している年齢12歳以上の知的障害を有する方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方(令和2年4月1日現在)
◇レクリエーション競技
県内に居住または県内の施設、学校または職場に在籍している心身障害のある方

◆申込締切 6月30日(火)まで

◆申込方法 電話でお申し込みください。

問 申 市福祉課 ☎43-8352 FAX43-6750

“みんなの研ぎやさん、巡回活動 いつもお使いの包丁は切れますか

ボランティアサークル “みんなの研ぎやさん” が、ご家庭でお使いの包丁を研磨して切れ味抜群の包丁に蘇らせます。
会場まで来られないご近所の方の包丁も一緒にお待ちください。切れる包丁で楽しくお料理をしましょう。

◆日時 6月26日(金)午後1時～2時30分
◆会場 騰波ノ江市民センター〔若柳甲284〕
◆日時 7月10日(金)午前9時30分～11時
◆会場 砂沼荘〔下木戸493-6〕
※新型コロナウイルス感染症の影響により中止になる可能性があります。ご来場予定の方は事前にお問い合わせください

問 下妻市ボランティアセンター(下妻市社会福祉協議会) ☎44-0142 FAX44-0559

「就学に関する説明・懇談会」開催

発達に遅れや偏りの見受けられる未就学児がいるご家庭では、就学という問題にいろいろな悩みや、疑問をお持ちかと思えます。そのため市教育委員会や下妻特別支援学校、結城特別支援学校の協力のもと、就学についての説明会と、既に就学したお子さんをお持ちの保護者の方を交えてその経験をお話しいただく懇談会を開催します。一人で悩むのではなく、気軽に参加してより良いお子さんの進路を考えてみませんか。

◆日時 6月30日(火)午前10時～正午
◆場所 市役所第二庁舎 3階 大会議室
◆参加費 無料
※乳幼児の兄弟がいる保護者に対し託児を行います

問 認定NPO法人 日本ボーテージ協会 茨城県支部
☎080-3348-1820(谷島)
FAX44-0559(下妻市社会福祉協議会)

不妊治療の費用を助成します ～年齢要件が緩和されます～

市では、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成しています。
新型コロナウイルス感染防止の観点から、一定期間治療を延期した場合、時限的に一部の年齢要件が緩和されます。

◆助成回数

初めて助成を受ける際の 治療開始時の妻の年齢	助成回数
40歳未満	年齢制限なく43歳になるまでに通算6回まで
40歳以上43歳未満	年齢制限なく43歳になるまでに通算3回まで

◆【重要】緩和される年齢要件

初めて助成を受ける際の 治療開始時の妻の年齢	助成回数
令和2年3月31日時点で 39歳	年齢制限なく43歳になるまでに通算6回まで
令和2年3月31日時点で 42歳	年齢制限なく44歳になるまでに通算3回まで

◆対象者 次の全ての要件に該当している方
◇法律上婚姻していること
◇対象治療を開始した日における妻の年齢が43歳未満であること
◇夫または妻のいずれか一方が、助成金の交付を申請する1年以上前から引き続き市内に住所を有していること
◇特定不妊治療以外に妊娠が望めないと医師が判断していること
◇茨城県不妊治療費助成金の交付決定を受けていること
◇市税の滞納がないこと
◇申請する特定不妊治療費について、他市町村が実施する特定不妊治療を行うものに対する類似の助成金などの交付を受けていないこと
◆助成限度額
5万円を上限(対象治療費の額から茨城県の助成額を差し引いた額のいずれか低い方)

◆対象となる治療
◇体外受精および顕微授精(保険適用外の特定不妊治療)
◇特定不妊治療に至る過程の一環として行われる精巣内精子生検採取法(TESE)および精巣上体内精子吸引法(MESA)による手術

問 申 市保健センター
☎43-1990 FAX44-9744

自動車税の納税はお済みでしょうか

令和2年度の自動車税の納期限は、6月1日(月)です。納期限を過ぎると、納める税額のほかに延滞金もあわせて納めることになります。納めない場合には、財産(預金、給与、自動車・不動産など)の差押など、滞納処分を行うことになります。ご注意ください。納税がお済みでない方は、至急納めるようお願いいたします。詳しくは、お問い合わせください。

問 茨城県筑西県税事務所 収税第一課・収税第二課 ☎24-9190・9157 FAX25-0650

注意、あなたの土地が狙われています

「一時的に資材置場として貸してほしい」、「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと“うまい話”を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で質の悪い建設残土などを埋め立てられたりする事例が発生しています。これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。このようなトラブルに巻き込まれないよう、自分の土地は自分で守りましょう。

◆事例

◇資材置場に使うと言われて土地を貸したら、大量の廃棄物が搬入された。
◇埋立てに同意したら、聞いていた以上の残土の山にされた。
◇遊休地に、いつの間にか不法投棄されていた。
※悪質な事業者は、金銭や甘い言葉(うまい話)で土地利用の同意を得ようとします。そして、同意を得るとすかさず、法令などや手続きを無視して短期間で廃棄物や粗悪な残土を大量に持ち込んだり、周囲の土地まで行為が拡大したりします。さらに、事業者が行方不明となってしまった場合には、土地所有者が撤去などの対応をしなければならないなど、莫大な被害を受けるケースがあります。

◆防止策

◇“うまい話”があっても安易に土地を貸さない。
◇自分だけで判断せず、周囲の人に相談する。
◇必要な許可を受けているかなど、不審な点は県や市に相談する。
◇相手方や事業の内容をきちんと確認し、不明な点は書面を提出させる。
◇契約は、内容を理解・確認した上で、必ず書面で契約書を交わす。
※人目につきにくい土地、手入れが行き届かない土地は定期的に見回る。また、侵入防止柵や「不法投棄禁止警告掲示板」を設置したりするなど土地所有者(管理者)としてできる対策を講じる
◇廃棄物の不法投棄、野焼き、不適正な残土による埋立てを発見した場合は、「不法投棄110番」まで通報をお願いします。
◎「不法投棄110番」☎0120-536-380
受付時間：(平日)午前8時30分～午後5時15分

問 県廃棄物対策課 ☎029-301-3033
県西県民センター環境・保安課 ☎24-9127
市生活環境課 ☎43-8234 FAX44-7833
下妻警察署(休日や夜間) ☎43-0110

